

9 株式所有の報告(国公法第103条第3項)

営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は報告を徴することができる。

内容

- ◆ 所属機関と密接な関係(所属機関の行政上の権限の対象等)にある株式会社の発行済株式総数の3分の1(特例有限会社の場合は4分の1)を超える株式を所有する場合等に、職員は所轄庁の長等へ報告が必要となります。
 - ◆ この報告義務は職位等にかかわらず全職員に課せられています。
- ※ この報告とは別に、国家公務員倫理法第7条第1項により、本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を提出する必要があります。